

(対政府参考人)

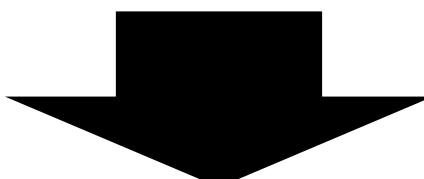
4月5日 衆・内閣委 國重 徹君

問1 (対政府参考人). 法案第2条第1項第2号における「従業員」の内容について問う。一時的に短時間勤務のアルバイトを雇う場合、常に同号の従業員を使用しているとされ、本法案の保護の対象となる「特定受託事業者」に該当しなくなるのか。

1. 本法案の保護対象となる「特定受託事業者」の定義においては、「従業員を使用しないもの」と規定しているが、仮に、受注事業者が他者を雇用した場合であっても、短時間・短期間のようない一時的な雇用であるなど、「組織」としての実態があるといえない場合には、「従業員」に含まれないものと整理している。
2. 具体的には、雇用保険対象者の範囲を参考（注）に、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」を雇用した場合には、本法案の「従業員」とすることを想定している。

（注）雇用保険対象者の範囲を参考にしたのは、適用対象についての基準が国内で広く定着しており、これらの基準を活用することで、法の適用対象となる発注事業者や受注事業者たる個人にとってわかりやすくするため。

雇用保険制度は、労働者が失業した場合の生活の安定を図るための失業保険制度からはじまった制度であり、対象者として、「自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者」を念頭に置いている。そのため、季節労働者や学生等の一部の者を対象から除外するなどしている。



一方、本法案では「従業員」を「組織」か「個人」かを画する基準としているため、季節労働者や学生などを除外する必要はなく、これらの点で雇用保険対象者と範囲が異なる。

3. したがって、業務委託の受注事業者が、例えば、週労働20時間未満の者のみを雇用していたり、30日以下の雇用しか見込まれていない者のみを雇用していたりしても、「特定受託事業者」として本法案の保護対象となる。
4. 本法案が成立した場合には、施行日までの間に、このような本法案の「従業員」の考え方についてガイドライン等の形で対外的にもお示しすることとしたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## (参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### (定義)

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であって、従業員を使用しないもの
- 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

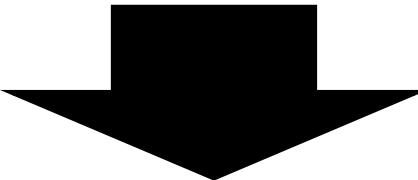
2～7 (略)

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 國重 徹君

問2(対政府参考人). 従業員の有無の判断時期について問う。法案第2条第1項第2号における「従業員」の有無を判断するのは、発注時点なのか、問題行為のあった時点なのか。

1. フリーランスが従業員を使用しているか否かは、本法案の適用の有無の基準となるものであることから、取引の安定に配慮しつつ、フリーランス及び発注事業者の双方にとって明確な時点とする必要がある。
2. そのような観点から、フリーランスが本法案における従業員を使用しているか否かの判断は、基本的に、発注事業者からフリーランスに対して個々の発注がなされた時点で行うものとしている(注1、2)。

 (注釈のみ続く)

(注1) そのため、個々の発注がなされた時点でフリーランスが従業員を使用している場合は、「特定受託事業者」に該当しない。

(注2) 本法案は、発注事業者がフリーランスに対して業務委託をする時点のみならず、問題行為があった時点でフリーランスが特定受託事業者に該当することを違反行為の要件としており、以上の2つの時点でフリーランスが従業員の有無の要件を満たさなければ、当該問題行為は本法案に違反するものとはならない。

フリーランスが2つの時点のうちいずれかで要件を満たさない場合、行政庁としては、発注事業者による違反行為を認定できないため本法案の規定に基づく勧告を行うことはできないが、必要に応じて指導助言を行うことを想定している。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 國重 徹 君

問3 (対政府参考人). 法案第5条に定める遵守事項の対象となる業務委託について、継続性の要件 (同条第1項「業務委託 (政令で定める期間以上の期間行うもの)」) を設けた趣旨を問う。

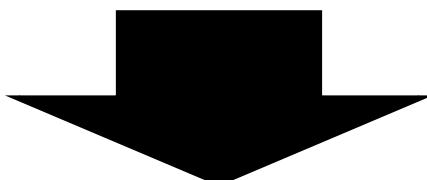
1. 本法案は、従業員を雇わず、一人の個人として業務を行う特定受託事業者に対し、組織たる発注事業者との関係で、情報収集力や交渉力等の点で構造的に格差が生じやすいことに鑑み、広く保護を及ぼすこととしている。

このため、下請代金法の規制対象となっていない資本金 1000 万円以下の小規模な発注事業者であっても、従業員を使用していれば規制が及ぶこととなる。

2. 他方で、事業者取引における契約自由の原則の観点から、事業者取引に対する規制に基づく行政の介入は最小限にとどめるべきであることにも留意が必要。発注事業者に対し、重すぎる負担が生じることのないよう、また、これにより特定受託事業者への発注控えが生じることが無いよう、規制は必要最小限とする必要がある。

3. この点、一般に、契約期間が長くなるほど、発注事業者と受注事業者との間で経済的な依存関係が生じ、それを利用されて、不利益を受けやすい傾向にある。

現に、内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査でも、主な取引先との契約期間が長くなるほど、取引先から不利益な行為を受けやすいとの実態がある。



4. このため、本法案においては、一定の期間にわたって継続する業務委託のみを対象として、受領拒否等の禁止義務を課すこととしている。

答弁作成責任者：フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 鮫島 大幸  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

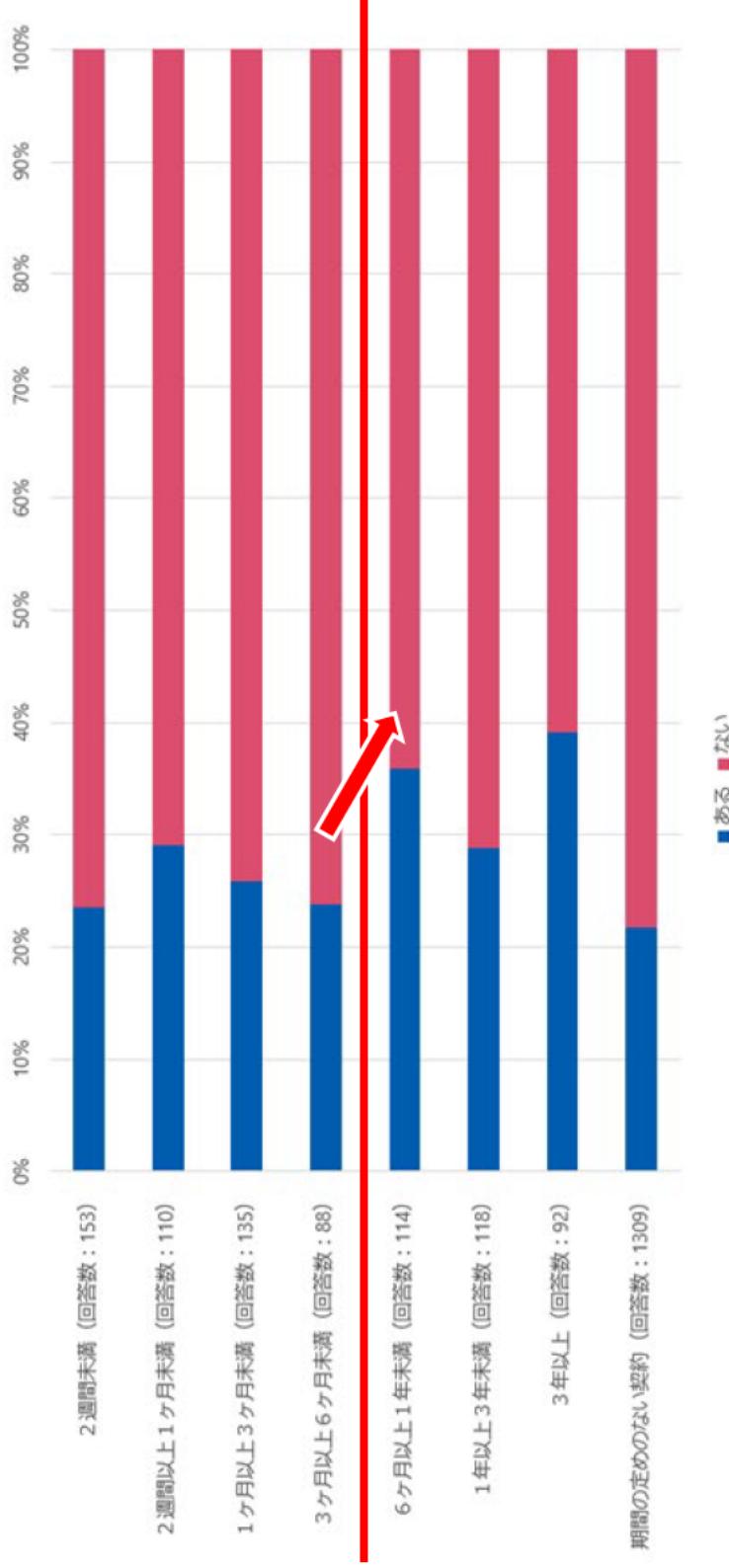
## （参考1）期間設定に当たっての考え方

- 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査では、主な取引先との契約期間が数か月に至ると取引先から不利益行為を受けやすい傾向がみられる。更に、特定受託事業者の事業や生計への影響も大きい経済的依存関係は、特に1年を超える場合は取引先数が少ないケースがより顕著にみられ、相対的に大きくなる。
- 就業環境整備に関する規律については、1年を超えて継続する場合、
  - ① 中途解除等の予告は契約継続に対する期待が形成されて保護の必要性が高まる、
  - ② 育児介護等への配慮については、当事者間の一定の関係性を前提に配慮を求めることが妥当する、  
という事情が存在する。そのため、これらの規律は禁止行為に比べて比較的長い期間を設定することを考えている。

## （参考2）内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

（令和4年9月実施）①（現時点で未公表）

- 契約期間が6か月以上の場合、取引条件の一方的変更がなされたという回答率が高まるという結果であった。



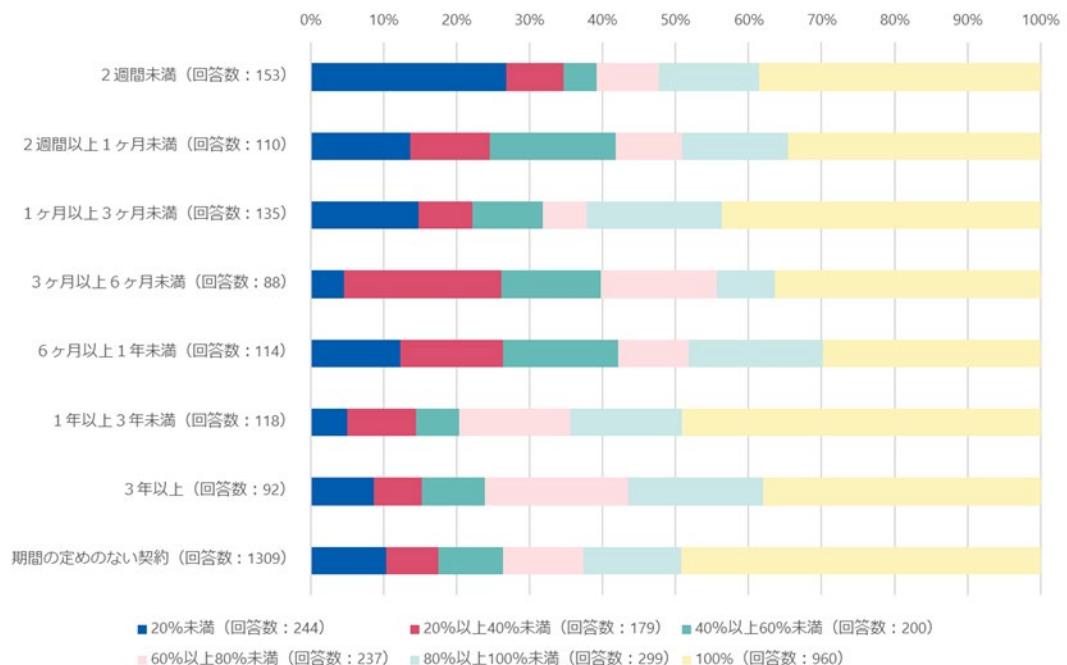
7

### （参考3）内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

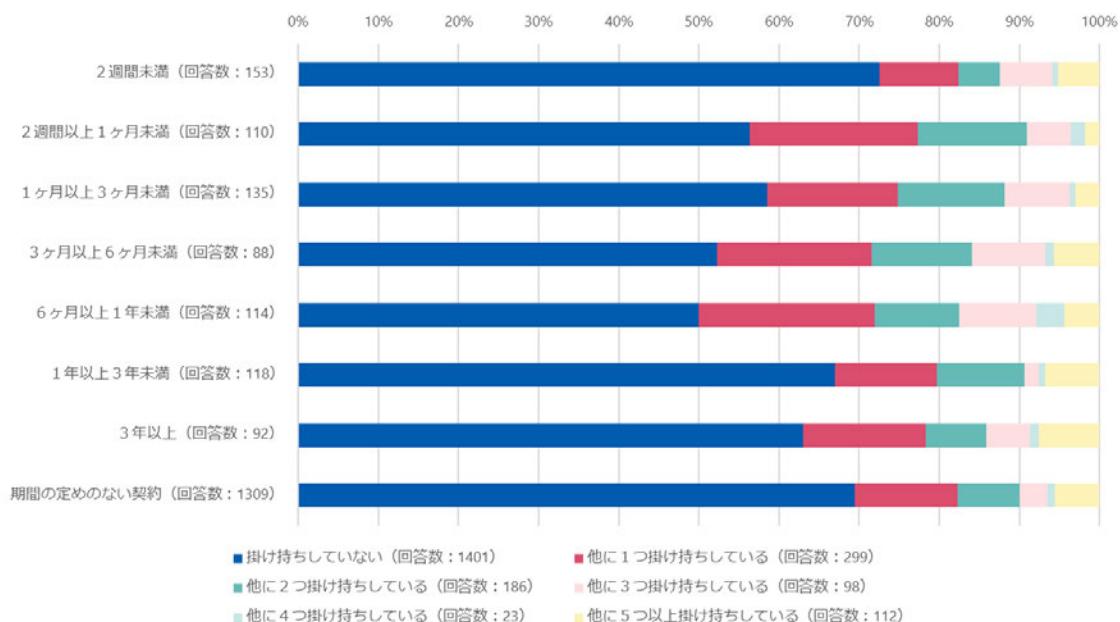
（令和4年9月実施）②（現時点未公表）

- 契約期間が1年以上の場合、仕事の掛け持ち数が減ったり、当該契約への収入依存度が高まるという結果であった。

#### ＜契約期間と契約の収入が全収入に占める割合＞



#### ＜契約期間と主な契約期間中の掛け持ち数＞



## （参考4）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### 第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化

#### （特定業務委託事業者の遵守事項）

**第五条** 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。

二～五 （略）

2 （略）

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 國重 徹君

問4(対政府参考人)。(問3にいう)継続性要件の趣旨からすると、保護の対象が不当に狭くならないよう、ある程度短期に設定すべきと考える。法案第5条第1項柱書における「政令で定める期間」として想定している期間及びその理由を問う。

1. 「政令で定める期間」については、内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査も踏まえると、主な取引先との契約期間が3か月を超えて6か月といった長期となるほど取引先から不利益行為を受けやすいという傾向がみられるため、これも一つの参考として検討することとしている。
2. 具体的な期間については、(さきほど答弁させていただいた)規制対象となる小規模な発注事業者の負担の程度や規制の実効性などのバランスを踏まえ、今後、関係者の意見をよく確認しながら、フリーランス取引の実態に即した期間を設定してまいりたい。

答弁作成責任者：フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 鮫島 大幸  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## 【以下、参考は問3と同じ】

### （参考1）期間設定に当たっての考え方

- 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査では、主な取引先との契約期間が数か月に至ると取引先から不利益行為を受けやすい傾向がみられる。更に、特定受託事業者の事業や生計への影響も大きい経済的依存関係は、特に1年を超える場合は取引先数が少ないケースがより顕著にみられ、相対的に大きくなる。
- 就業環境整備に関する規律については、1年を超えて継続する場合、
  - ① 中途解除等の予告は契約継続に対する期待が形成されて保護の必要性が高まる、
  - ② 育児介護等への配慮については、当事者間の一定の関係性を前提に配慮を求めることが妥当する、  
という事情が存在する。そのため、これらの規律は禁止行為に比べて比較的長い期間を設定することを考えている。

## （参考2）内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

（令和4年9月実施）①（現時点で未公表）

- 契約期間が6か月以上の場合、取引条件の一方的変更がなされたという回答率が高まるという結果であった。



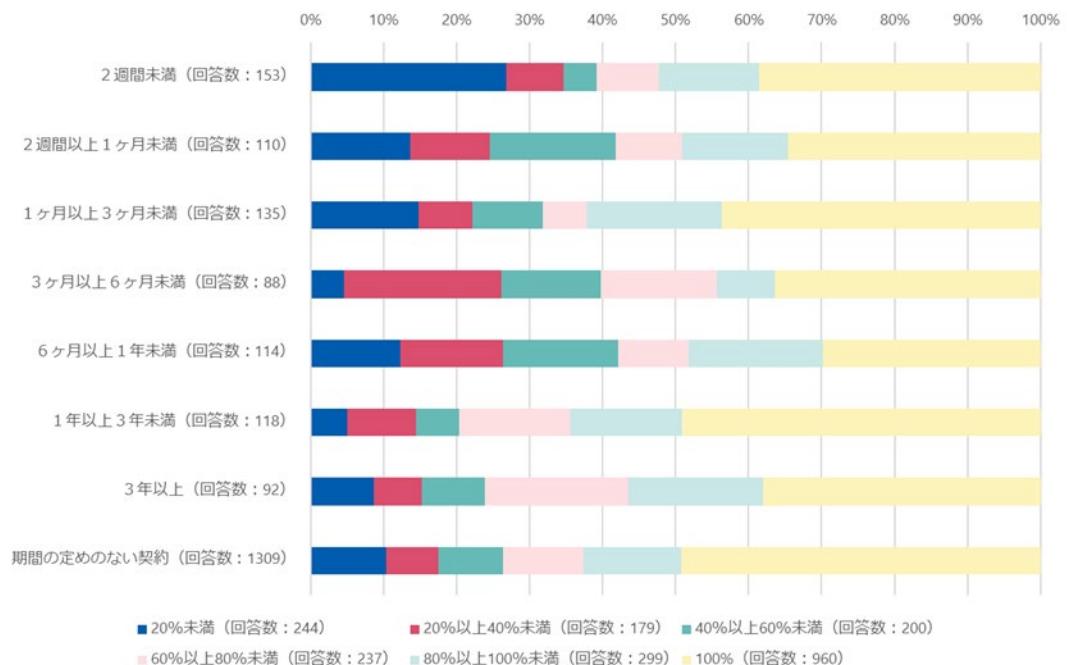
7

### （参考3）内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

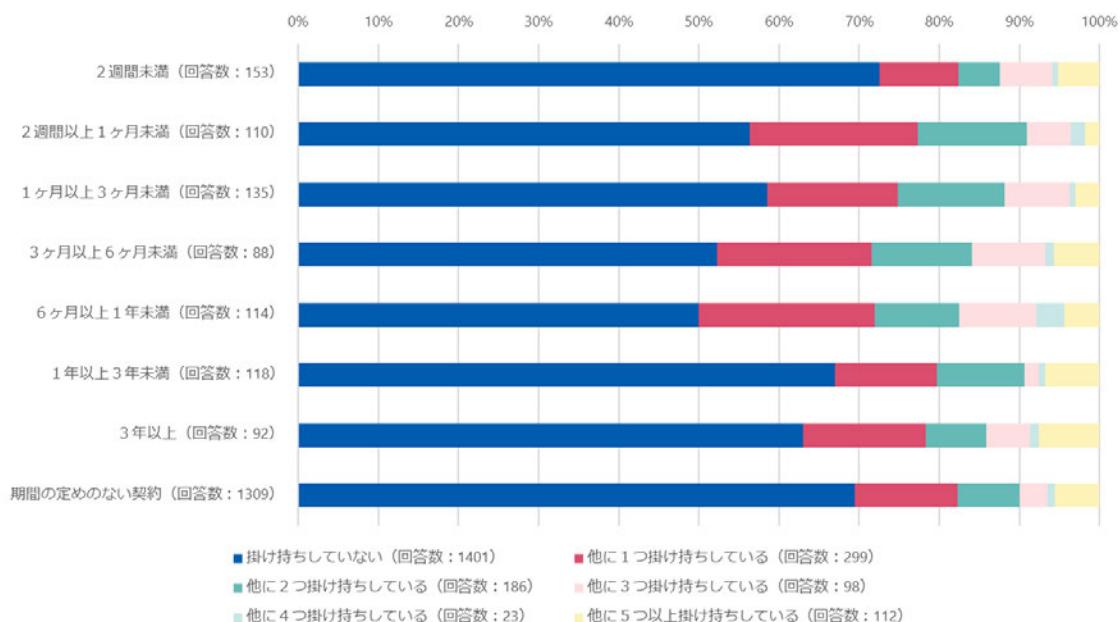
（令和4年9月実施）②（現時点未公表）

- 契約期間が1年以上の場合、仕事の掛け持ち数が減ったり、当該契約への収入依存度が高まるという結果であった。

#### ＜契約期間と契約の収入が全収入に占める割合＞



#### ＜契約期間と主な契約期間中の掛け持ち数＞



## （参考4）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

### 第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化

#### （特定業務委託事業者の遵守事項）

**第五条** 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。

二～五 （略）

2 （略）

(対政府参考人)

4月5日 衆・内閣委 國重 徹君

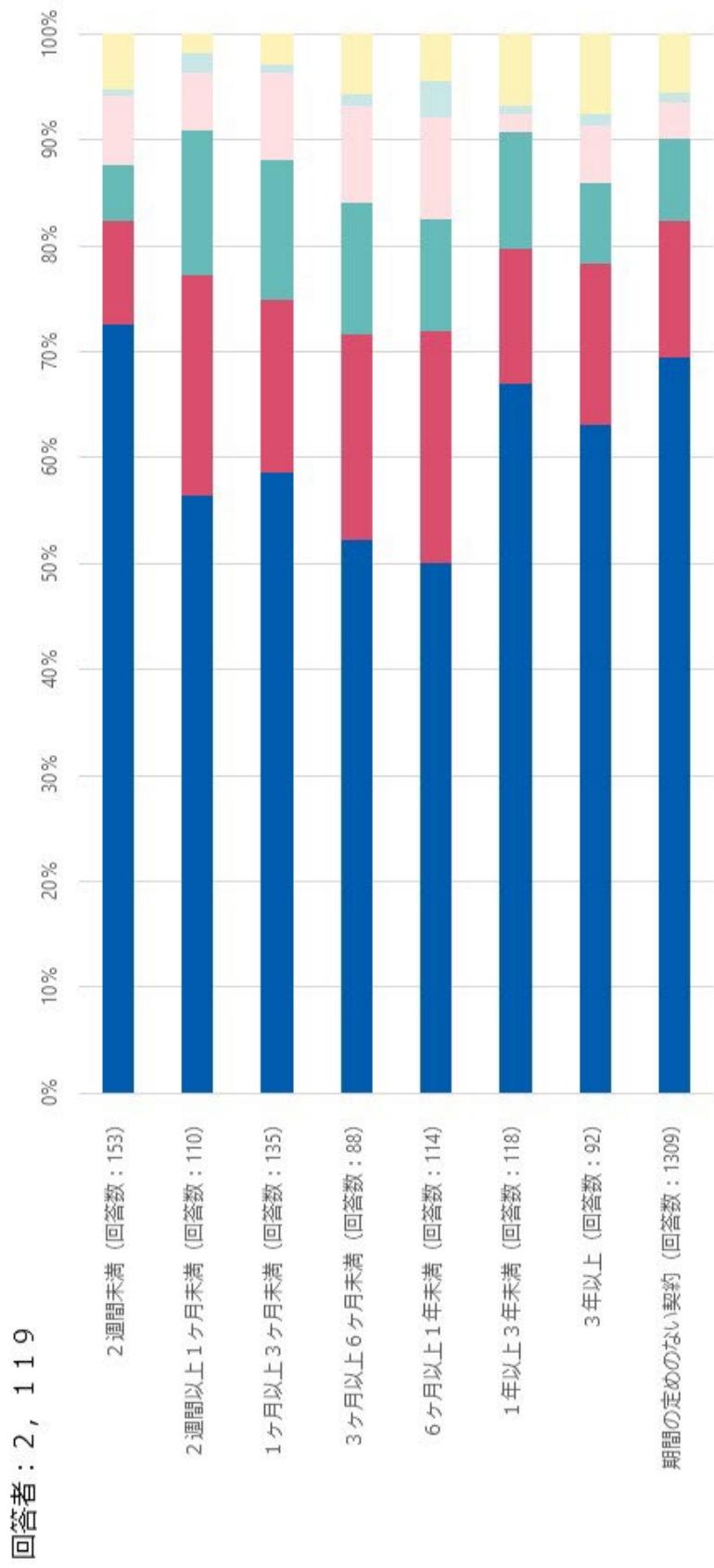
問5 (対政府参考人). 育児介護等に関する配慮が必要な特定業務委託事業者に該当するための継続性の要件、つまり13条1項の「政令で定める期間以上の期間」とは、5条1項と同じ期間なのか。13条1項で想定している期間と、その理由について伺う。

1. 育児介護等への配慮義務に係る継続性の要件については、第5条に規定する受領拒否等の禁止行為に係るものと比べて長い期間を想定している。
2. これは、育児介護等への配慮は、当事者間に一定期間以上の取引関係があることで、育児介護等と両立した働き方を両当事者間で調整できる関係性が生まれると考えられることから、受領拒否等の禁止と比べて、比較的長い期間を設けることが適当であるためである。
3. また、政令で定める期間については、内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査(※)において、契約期間が1年以上の場合には、仕事の掛け持ち数が減るという結果となっており、これも1つの参考として検討することとしている。  
(注) こうした、契約期間が長期にわたり掛け持ち数が減る契約においては、適切な配慮が行われるかどうかが、育児介護等と両立した就業の実現のカギとなるものと考えられる。  
(※) R4に内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査
4. 具体的な期間については、関係者の意見をよく確認しながら、フリーランス取引の実態に即した期間を設定してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリー  
rans取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

## 継続性について

### 2.Q2 (契約期間) × 2.Q5 (主な契約期間中の掛け持ち数)



- 掛け持ちしていない (回答数：1401)
- 他に1つ掛け持ちしている (回答数：299)
- 他に2つ掛け持ちしている (回答数：186)
- 他に3つ以上掛け持ちしている (回答数：98)
- 他に4つ以上掛け持ちしている (回答数：23)
- 他に5つ以上掛け持ちしている (回答数：112)

※ R4に内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査より

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 國重 徹君

問6(対大臣) 本法案は施行までの間にその内容の周知を図っていくことが極めて重要となる。周知活動に当たっては、事業者団体などを通じた周知や動画による周知など、発信する内容・手段のいずれも工夫していく必要がある。今後の取組について問う。

1. 本法案は、いわゆるフリーランスの方々に業務委託を行う発注事業者に対して、書面交付の義務を課すこと等により、フリーランスに係る取引の適正化等を図るもの。

これらの義務を実効的なものとし、フリーランスの方々を適正に保護するためには、施行までの間に、この法律の趣旨、内容について十分な周知が必要。

2. このため、議員御指摘の事業者団体等を通じた周知や動画配信による周知に加えて、関係者への説明会、パンフレットの配布、関係省庁のウェブサイトやSNSへの掲載など、様々な方法で、広く国民にとって分かりやすいものとなるよう、しっかりと周知活動を行ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対後藤大臣)

4月5日 衆・内閣委 國重 徹 君

問7（対大臣）。「フリーランス・トラブル110番」を、全国からの相談や和解あっせんの要望に対応できるような体制に強化する必要があると考える。今後の具体的な取組について問う。

※ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. フリーランス・トラブル110番は、フリーランスの方が、発注者等との取引上のトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口として、令和2年11月に設置したもの（注1）であり、これまでに1万件を超える相談に丁寧に対応してきた。

（注1）第二東京弁護士会に委託して実施。

2. フリーランス・トラブル110番では、フリーランスの方の働く地域にかかわらず相談に対応できるよう、電話やメールでも相談を受け付けているほか、オンラインを活用した和解あっせんを行ってきているところ（注2）。

（注2）直近1ヶ月では、電話・メールによる相談が597件、対面・webによる相談が3件となっている。和解あっせんについても、令和4年8月から10月までの3ヶ月弱をみると、27件中23件がオンラインによる対応となっている。

3. 令和5年度予算（注3）では、相談件数の増加を踏まえ、相談対応弁護士の増員や弁護士の事務サポートを行う事務職員の増員等、相談体制の拡充を行っている。

（注3）予算額（厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁計）：1.4億円（令和4年度：1.0億円）

4. 本法案が成立した場合、フリーランス・トラブル110番において本法案に関する相談にも十分対応できるよう、

- ・ 法施行に向けた相談体制の整備を図る（注4）とともに、
- ・ 様々な機会を捉えて周知・啓発を行うことで、働く地域にかかわらず、多くの方にご利用いただけるよう取り組んでまいりたい。

（注4）法施行後の相談件数の増加に対応できるよう、相談対応弁護士や弁護士のサポートを行う事務職員の増員等を検討。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄  
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

ラリーラシス(株)は、厚生労働省、公正取引委員会、

令和5年度当初予算額 143百万円 (104百万円) ※( )内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- フリーランスとして働く方が安心して働く環境を整備するため、関係省庁と連携し、成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、「フリーランスガイドライン」を策定した。また、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
  - 相談窓口におけるフリーランスからの相談件数が増加傾向にあることから、相談窓口の体制拡充やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な紛争解決の援助を行い、フリーランスとして働く方が安心して働く環境整備を図る。

2 事業概要・スキーム

## 【重蓋の概要】

フリーランスから、発注者等との間のトラブル等についての相談を受けるなど、紛争解決の援助を行う。

- 弁護士による電話・メール相談の対応及び一般的な法律の説明だけでは解決できない場合の個別相談対応
  - 弁護士による発注者等に対する助言の実施
  - 和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
  - 「フリーランスが安心して働ける環境を整備するための

## 【事業の拡充点】

- ・相談及び和解あつせんにに対応する弁護士、事務補助員増員
  - ・弁護士による発注者等に対する助言の実施
  - ・**【新規】**



3 室施主体

卷之三

4 畫業宗緒

- ・令和3年度相談件数：4,072件
- ・和解つかん受付件数：134件

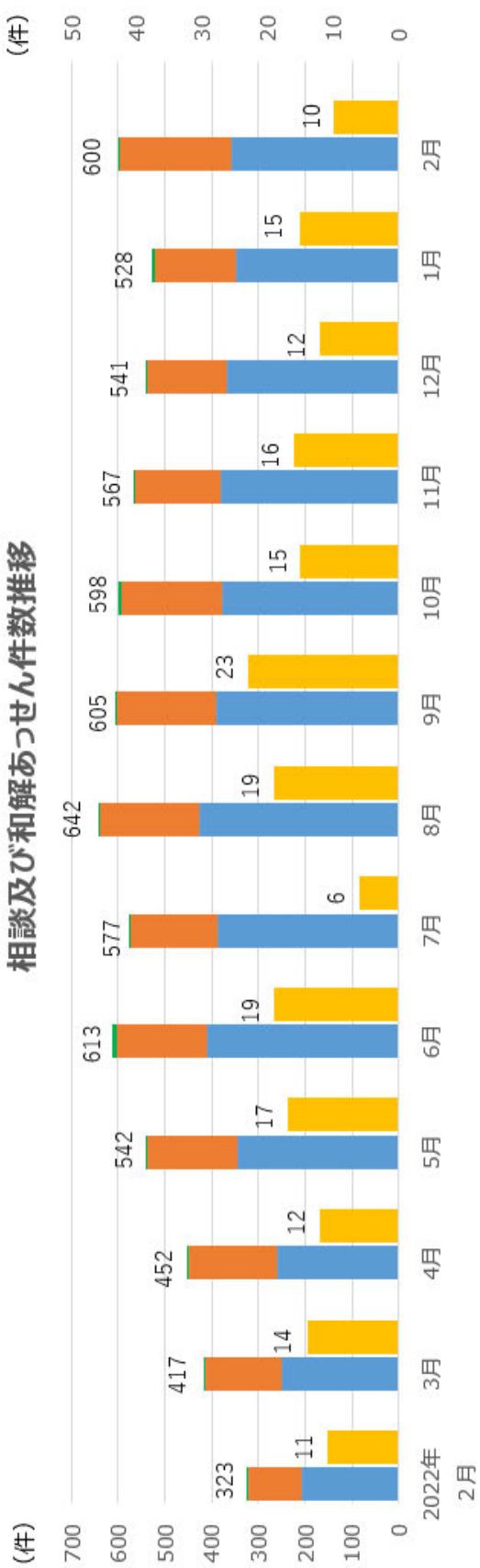
### 問 7—3

## フリーランス・トラブル110番

### 相談及び和解あっせん件数

● 令和5年2月の相談件数は600件。（令和3年度は月350件程度。令和4年度より、弁護士1→2名に体制拡充）

(件)



(参考) 相談及び和解あっせん件数詳細 ※令和2年11月25日から事業開始。相談件数 / 募集日数 = ①・②計 / 単月の稼働日数

年月	①一般相談（電話orメール）及び②高度相談（対面orWEB）				和解あっせん			相談件数 / 募集日数
	電話	メール	①計	②高度相談	①・②計	受付	実施	
令和2年度※	765	501	1,266	66	1,332	22	3	0
令和3年度	2,571	1,466	4,037	35	4,072	134	89	24
令和4年12月	367	170	537	4	541	12	18	6
令和5年1月	349	173	522	6	528	15	14	1
2月	359	238	597	3	600	10	13	5
令和4年度	4,051	2,167	6,218	47	6,265	164	149	31
計	7,387	4,134	11,521	148	11,669	320	241	55